

広島大学歯学部同窓会歯科医師登録規定（休業支援歯科医師）

第1条（目的）

本規定は、広島大学歯学部同窓会会員が、傷害、疾病、事故等により、自らその歯科診療業務を行うことが困難となった場合に、当該会員の診療業務に支障を生じさせないためのシステムを形成することを目的とするものである。

第2条（定義）

本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 同 窓 会 広島大学歯学部同窓会をいう。
- (2) 会 員 広島大学歯学部同窓会会員をいう。（但し、資格停止会員を除く）

第3条（登録歯科医師リストの作成）

- (1) 同窓会会長は、前第1条の目的を達成するため、自ら診療業務を行うことが困難となった会員の診療業務に協力する歯科医師を募集し、これに応募した歯科医師のリストを作成する
- (2) 前項の募集に応募した歯科医師は、同窓会会長に対し別紙1の履歴書を提出した上で、別紙2の同意書に署名・捺印することを要する。
- (3) 前項の登録同意書に署名・捺印した歯科医師を「登録歯科医師」といい、登録歯科医師のリストを「登録歯科医師リスト」というものとする。
- (4) 登録歯科医師リストとは、同窓会室に備え置くものとする。
- (5) 別紙1の履歴書には具体的に内容を必ず記入し、未記入の部分のないようにすること。

第4条（登録リストの閲覧）

- (1) 会員は、傷害、疾病、事故等により、自ら診療業務を行うことができなくなった場合、所定の同意書に署名捺印の上、登録歯科医師リストを閲覧することができる。但し、同窓会会費を滞納している会員は、登録歯科医師リストを閲覧することができない。
- (2) 登録歯科医師リストの閲覧は、前項の同意書の提出の後、同窓会事務局での閲覧もしくは同窓会事務局からの様式1の複写をFAXもしくは郵送にて閲覧できるものとする。E-mailでの情報の提供はこれを認めない。

第5条（登録歯科医師の義務）

登録歯科医師は、保険医登録を行わなければならない。

第6条（閲覧者の義務）

登録歯科医師リストを閲覧した会員は、登録歯科医師リストを閲覧することによって知り得た情報を自らの診療業務に協力する歯科医師を募集する目的のみに用いるものとする。

第7条（紛争の処理）

登録歯科医師リストを閲覧した会員と登録歯科医師との間に紛争が生じた場合、その解決は紛争当事者において行うものとし、同窓会は一切関知しないものとする。

第8条（改廃）

本規定の改廃は、同窓会理事会の決議によらなければならない。

（附則）

この規定は、平成20年6月1日から、これを施行する。

平成24年3月2日改正、平成24年3月2日より施行する。